

鹿屋地域の農業振興に関する計画に係る定期的な検証について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 27 号ハの規定に基づく、検証結果は下記のとおりです。

記

1 施設整備に係る定期的な検証結果について

(1) 検証結果等

番号	施設の種別及び名称等	本計画査定 の効果	27 号計画 策定期間	検証結果	関係機関 意見等	検証期間
1	農畜産物加工施設用地造成	地域 6 次産業化 のモデル的な役 割を担い、地域農 業の発展と活性 化に繋げる	平成 28 年 6 月	【達成】 計画に沿った施設整備を進 めており、地域農業の発展と 活性化に向け、取り組んでい る	鹿屋市の検証結 果に異議はな く、計画に沿 った整備が進めら れている。	H29 年度 ～ H33 年度
2	農村交流施設 農畜産物直売所 農産物加工集出荷施設 営農支援センター	地域 6 次産業化 のモデル的な役 割を担い、地域農 業の発展と活性 化に繋げる	平成 29 年 11 月	【達成】 用地取得が完了し、施設建 設に向けた造成工事を実施 しており、地域農業の発展 と活性化に向け、取り組ん でいる	鹿屋市の検証結 果に異議はな く、計画に沿 った整備が進めら れている。	H30 年度 ～ H34 年度

(2) 検証方法等

① 検証の時期

当該振興計画が定められた年の翌年度以降、当該振興計画が定められた日から起算して 5 年間を経過するまでの間、毎年 12 月 1 日付けで検証を実施する。

② 検証方法

本計画に定める当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興の方針及び達成すべき目標に沿って、また本計画に従って設置された施設が効用を発揮しているか否かを、施設の整備状況及び稼働状況等により確認し検証する。

③ 客観性の確保の方法

検証に当たっては、農業委員会に意見を聞くこととする。

④ 検証結果の公表

検証結果を、市掲示板及び市ホームページ等へ公表する。

⑤ 検証後講ずる措置

検証の結果、当該振興計画に定める目標の達成に著しく不十分であると認められる施設がある場合には、当該目標の達成に向けて必要な措置を講ずる。

2 整備する施設に関する情報について

(1) 鹿屋地域の農業振興に関する計画の策定日等

- ① 策定日：平成 28 年 6 月 10 日
- ② 変更日：平成 29 年 11 月 2 日

(2) 施設の種類、位置及び規模

番号	施設の種類及び名称等	位置（所在地）	面積 (㎡)	左のうち農用地区域 に係る面積 (㎡)	工事完了後 8 年を経過 していない土地改良事業
1	農畜産物加工施設用地造成	鹿屋市田崎町 2220 番 25 外 2 筆	26,938	0	該当なし
2	農村交流施設 農畜産物直売所 農産物加工集出荷施設 営農支援センター	鹿屋市笠之原町 7517 番 1 外 13 筆	28,777	28,697	該当なし

(3) 施設の事業主体

番号	施設の種類及び名称等	事業主体		
		氏名（法人の場合は名称、代表者）	住所（法人の場合は事務所の所在地）	職業（法人の場合は業務内容）
1	農畜産物加工施設用地造成	鹿屋市長 中西 茂	鹿屋市共栄町 20 番 1 号	公務（鹿屋市役所）
2	農村交流施設 農畜産物直売所 農産物加工集出荷施設 営農支援センター	鹿児島きもつき農業協同組合 代表理事組合長 下小野田 寛	鹿屋市白崎町 1 番 1 号	農業団体

(4) 施設の用に供される農用地区域内の土地の用途別面積

番号	施設の種類及び名称等	農用地 (㎡)					混雑林地 (㎡)	農業用 施設用地 (㎡)	左以外の 山林原野 (㎡)	農用地 区域外 (㎡)
		田	畑	樹園地	採草放牧地	小計				
1	農畜産物加工施設用地造成	0	0	0	0	0	0	0	0	26,938
2	農村交流施設 農畜産物直売所 農産物加工集出荷施設 営農支援センター	0	28,697	0	0	28,697	0	0	0	80

(5) 施設の用に供される土地の土地改良事業の実施状況

番号	施設の種類及び名称等	土地改良事業の実施状況				
		事業名 (地区名)	事業主体	事業の概要		
				受益面積 (ha)	工期 (着工年度～完了年度)	備考
1	農畜産物加工施設用地造成	県営農地保全整備事業 (横山原地区)	鹿児島県	—	昭和 43 年度 ～昭和 53 年度	完了後 8 年 以上経過
2	農村交流施設 農畜産物直売所 農産物加工集出荷施設 営農支援センター	県営畑地かんがい排水事業 (笠野原地区)	鹿児島県	4,807	昭和 43 年度 ～昭和 55 年度	完了後 8 年 以上経過